

福島県知事 佐藤 雄平 殿

中間貯蔵施設計画案・管理型処分場活用計
画案の見直しについて（回答）

平成 26 年 3 月 27 日

環境大臣 石原 伸晃

復興大臣 根本 匠

2月12日に福島県知事から申入れがあった事項については、福島県及び双葉郡8町村の総意に基づくものであるとの共通認識の下、国として次のとおり対応することとしたい。

第1 中間貯蔵施設

1 中間貯蔵施設の配置計画案の見直しについて

中間貯蔵施設については、福島県からの申入れを踏まえ、大熊町及び双葉町に集約することとする。また、楡葉町で受入れを計画していた貯蔵量の大熊町・双葉町への搬入を見込んでも、定量的な推計が困難な分野に係る貯蔵容量として引き続き一定量を確保できると考えている。したがって、大熊町・双葉町両町の配置計画を維持し、福島県から示された前提のとおり計画面積は増やさないこととする。

さらに、集約後の両町への搬入量については、国として減容化に関し、技術面、コスト面等の課題を克服すべく研究や技術開発等の取組を行い、搬入量の減少に努めるが、減容化により分離され資源化が可能な土壌については、県や関係町との協議の上、その活用への協力をお願いしたい。

なお、2町に集約することから、搬出元と搬入先との関係を見直す必要があり、交通等への影響を最小化する観点から、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会における議論なども踏まえて整理していくこととしているので、御理解いただきたい。

2 中間貯蔵後の県外最終処分の法制化について

中間貯蔵施設を受け入れていただけるような環境を整えば、閣議決定された「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」との内容を位置付ける法律案を速やかに閣議決定し、国会に提出できるよう、準備を整える。

3 施設の安全性の確認について

県の専門家会議等からいただいた御指摘については、国として引き続き、専門家会議において丁寧に御説明し、対応してまいりたい。

第2 管理型処分場

1 固型化施設等関連施設の配置計画案の見直しについて

管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）敷地内に計画していた固型化施設及びその関連施設については、福島県との相談により把握した檜葉町の状況や災害廃棄物の仮置場の設置状況等を踏まえ、檜葉町波倉地区に設置する。関係者との調整に当たっては、県・町の協力をお願いしたい。

なお、固型化施設及びその関連施設は、効率的に施設を運営するために、檜葉町で発生した災害廃棄物や除染廃棄物を処理する仮設焼却施設に併設するものとする。

2 施設の安全性の確認について

県の技術検討会等からいただいた御指摘については、国として引き続き、技術検討会において丁寧にご説明し、対応してまいりたい。

3 国の責任の明確化について

フクシマエコテッククリーンセンターを活用して行う特定廃棄物の埋立処分は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の事務として実施する。国は、フクシマエコテックに現地責任者を常駐させ、国が作成するフクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画や同埋立処分実施要綱に定めるとおり、特定廃棄物の埋立や施設の管理、環境モニタリング等を適切に実施することを責任をもって確保する。

第3 生活再建策・地域振興策について

生活再建策や地域振興策については、知事からの申し入れも踏まえ、既存の復興施策等との関係も整理しつつ、中間貯蔵施設等による影響軽減を始めとする多岐にわたる地元の事業ニーズに柔軟に応えられるよう、必要な財政措置等を講じることとし、地元自治体や住民の皆様へのご説明を通じてそのニーズも踏まえながら、具体的な内容をできるだけ早期にお示し

できるようにしてまいりたい。

また、長期にわたり集中的かつ安定的な管理が求められる中間貯蔵施設
の特性に鑑みれば土地賃借は困難であるものの、地元の意向も踏まえた跡
地利用などその他の方策の可能性を追求する。また、被災者の皆様にとっ
て心の拠り所ともなっている、地域の文化遺産・伝統、墓地等について、
住民の方々の要望等にしっかりと耳を傾け、できる限りきめ細やかな対応
を行ってまいりたい。